

名古屋家庭裁判所委員会（第16回）議事概要

1 日時

平成23年6月27日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

伊藤委員、鈴木委員、福谷委員、本間委員、正村委員、横内委員、熊田委員、北村委員、加藤委員（委員長）、堀委員

（事務担当者）

藤田部総括裁判官、吉武首席家庭裁判所調査官、新井次席家庭裁判所調査官、藤原家事首席書記官、坂本家事次席書記官、廣田家事訟廷管理官、小笠原家事部主任書記官、藤田事務局長、林事務局次長、早川総務課長、中澤総務課課長補佐、兼松総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 成年後見手続説明用DVD「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事」視聴

(4) 成年後見制度について補足説明及び意見交換

テーマ「成年後見制度について」について、補足説明及び意見交換を行った。

意見交換の発言内容は別紙のとおり

(5) 次回期日

未定

(6) 閉会

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員 ○：委員長 △：事務担当者)

- ◆ 後見人の不正事案に対してきちんと対応できる態勢が整っているのか。すべての事件について確実にチェックがなされているのか。
- △ 後見監督事件は、職権で立件し、裁判所から積極的に審査をするという点で当事者の申立てを受けてから動く他の多くの裁判手続と大きく異なる特質をもっている。家庭裁判所としては、後見監督が必要と認める後見事件についてのみ後見監督事件を立件し審査等を行っている。例えば、特定の分野の専門家が後見人に就任した場合は、一般に高い専門性と倫理観を有するものと考えられていることから、基本的には立件をせず、任意で報告を受けている場合が多い。また、報酬付与の申立てがあるものについては、報酬付与の決定をする前提として後見事務の状況を審査している。このように、すべての後見事件について後見監督事件を立件している訳ではないが、実質的な面では何らかの審査を行っている。
- ◆ 成年後見の問題は、介護問題の中の一部分であり、親族からすれば高齢者等の問題をトータルに相談をしたいと思っている。家庭裁判所が扱うのは、その中の財産管理の問題だけであるが、本来であれば、介護認定のように、申立人と家庭裁判所の間に、ケアマネージャーのような立場の者がいて、相談を受けた後、家庭裁判所へ引き継いでいくというのが望ましいと思う。

現行制度では、家庭裁判所は、直接相談を受け、審査も行っている。家庭裁判所が二役やるのは、正直無理があると思う一方で、家庭裁判所には、よきアドバイザーであってほしいとも思う。そのために、家庭裁判所は、もう少し成年後見制度のPRに力を入れたらどうかと思っている。

- △ 申立てには、ケアマネージャーの方が申立人と一緒に来ることが増えている。介護を受ける高齢者や親族等から相談を受け、家庭裁判所に引き継いでいただいた例ではないかと思う。
- 裁判所は司法機関であるので、申立てに対して、的確、迅速に判断をしてい

くことが使命である。窓口に来ていただいた方に対しても手続教示が基本となり、そういう面では、家庭裁判所に対して、もう少し親切で広範囲な対応を求める気持ちは十分理解できるが、裁判所の役割としてはなかなか難しいよう思う。

- ◆ 弁護士会に高齢者、障害者特別委員会（アイズ）というところがある。ここは、例えば、名古屋市各区にある包括支援センターの相談員から、介護認定をする被介護者の判断能力が落ちている場合などに相談を受ける窓口となっている。相談を受けた弁護士会の相談員は、主治医にも相談したりして本人の現状を見極め、判断能力が全くないということになれば、家庭裁判所に対する成年後見の申立てを勧めるなど地域と裁判所をつなぐ活動をしている。
- ◆ 家庭裁判所は、来庁者への対応という受け身の姿勢だけでなく、市の福祉課や民間のケアマネージャーのいるような団体等に成年後見制度の情報を積極的に伝えて、初動の相談においては市や民間の窓口が対応し、詳しい説明と手続は裁判所が行うことができるよう、行政機関に対する働き掛けをもつとした方がよいのではないか。
- ◆ 高齢化、核家族化が進み、高齢者だけで住んでいる家庭が非常に多くなっている。成年後見制度は、ホームページ、広報誌等いろいろな場面で紹介されているが、実際にはどれだけの高齢者が知っているのか疑問である。私の地域では、民生委員がそういう点では頑張っているが、家庭裁判所も、高齢者の家庭を訪問するなど、もっと住民自治活動の中へ入っていき、家庭裁判所の行っている手續を分かりやすく説明する必要があるのではないか。
- ◆ 後見人にもっと団体を活用してはどうか。一つの団体の中に様々な人的資源がある。それらを活用し後見業務というものが介護を含めていろいろな観点から行われることが一つのあるべき姿ではないかと思っている。個人ばかりが後見人になるよりは、法人を活用する環境を整えていくことが重要ではないか。
- △ 現状では、一定の実績等があるN P O法人を後見人として選任する例はある。
- ◆ 行政との関係で、社会福祉協議会は福祉活動に力を入れており、ある程度余力もあるので、社会福祉協議会をもっと有効に活用したらどうか。

- △ 後見人に選任する以上はきちんと対応していただきなければならない。そのためには、研修等いろいろな経験を積んでいただく必要がある。それらの条件を整えた上で、社会福祉協議会にもいろいろお願ひをしたいと考えている。
- ◆ 社会福祉協議会は、毎年研修を行っている。家庭裁判所から講師の派遣ができるというアピールをすれば、講師派遣依頼が見込まれ、研修が充実すると思う。

民生委員、市町村の福祉担当職員等は、成年後見制度を利用して本人の権利が守られたという経験があると思う。そういういたケースも含めて研修の教材にすると、こういう場合には成年後見制度の利用が有効であるというよう、行政側が成年後見制度をより理解し、いい意味で成年後見制度の利用が進むと思う。

(以上)